

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案新旧対照条文

安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 前項に定める場合のほか、会議は、国防に関する重要事項</p> <p>（内閣総理大臣の諮問等） 第二条（略） 一～三（略）</p> <p>四 武力攻撃事態への対処に関する基本的な方針</p> <p>五 内閣総理大臣が必要と認める武力攻撃事態への対処に関する重要事項</p> <p>六 その他内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項</p> <p>七 内閣総理大臣が必要と認める重大緊急事態（武力攻撃事態及び前号の規定により国防に関する重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。以下同じ。）への対処に関する重要事項</p>	<p>2 前二項に定める場合のほか、会議は、国防に関する重要事</p> <p>（内閣総理大臣の諮問等） 第二条（略） 一～三（略）</p> <p>四 防衛出動の可否</p> <p>五 その他内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項</p> <p>2 内閣総理大臣は、重大緊急事態（前項の規定により国防に関する重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるものうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。以下同じ。）が発生した場合において、必要があると認めるときは、当該重大緊急事態への対処措置について会議に諮るものとする。</p>

及び重大緊急事態への対処に関する重要事項につき、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 会議は、議長及び第五条第一項各号に掲げる議員(同条第二項の規定により臨時に会議に参加する議員を含む)で組織する。

(議員)

第五条 議員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 (略)

二 総務大臣

三 外務大臣

四 財務大臣

五 経済産業大臣

六 国土交通大臣

七 内閣官房長官

八 国家公安委員会委員長

九 防衛庁長官

2 議長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のほか、同項に掲げる国務大臣以外の国務大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができる。

3 議長は、前二項の規定にかかわらず、第二条第一項第四号から第七号までに掲げる事項(同項第六号に掲げる事項については、その対処措置につき諮るべき事態に係るものに限る。第八条第二項において同じ。)に関し、事態の分析及び評

項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項につき、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 会議は、議長及び第五条各号に掲げる議員で組織する。

(議員)

第五条 議員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 (略)

二 外務大臣

三 財務大臣

四 内閣官房長官

五 国家公安委員会委員長

六 防衛庁長官

七 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十九条第二項に規定する経済財政政策担当大臣が置かれている場合にあつては、経済財政政策担当大臣

価について特に集中して審議する必要があると認める場合は、第一項第一号、第三号及び第六号から第九号までに掲げる議員によつて事案について審議を行うことができる。ただし、その他の第一項又は第二項に規定する議員を審議に参加させるべき特別の必要があると認めるときは、これらの議員を臨時に当該審議に参加させることを妨げない。

(関係者の出席)

第七条 議長は、必要があると認めるときは、統合幕僚会議議長その他の関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事態対処専門委員会)

第八条 会議に、事態対処専門委員会(以下「委員会」という)を置く。

2 委員会は、第二条第一項第四号から第七号までに掲げる事項の審議及びこれらの事項に係る同条第二項の意見具申を迅速かつ的確に実施するため、必要な事項に関する調査及び分析を行い、その結果に基づき、会議に進言する。

3 委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。

4 委員長は、内閣官房長官をもつて充てる。

5 委員は、内閣官房及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

第九条、第十二条 (略)

(関係国務大臣等の出席)

第七条 議長は、必要があると認めるときは、関係の国務大臣、統合幕僚会議議長その他の関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

第八条、第十一条 (略)